

4月1日（木）から 埋立ごみ、資源物Ⅱ（びん類・缶類）、 有害ごみの収集回数が変わります

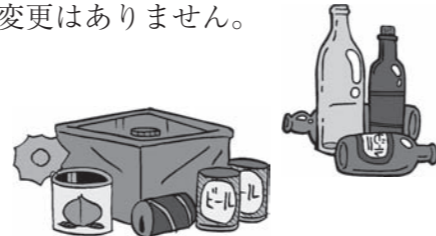


町では、平成20年11月に実施した「ごみの減量等に関する町民アンケート調査」の結果（住民のごみを出す頻度、収集日2回以上に1回出すが80%を超える）や収集日当日のごみステーションの状況を踏まえ、ごみ収集委託事業の効率的な運用を目指すため、埋立ごみ、資源物Ⅱ（びん類・缶類）、有害ごみの収集回数を、4月1日(木)から変更します。

埋立ごみ、資源物Ⅱ（びん類・缶類）、有害ごみの収集回数

ごみの種類	現行	変更後
埋立ごみ	週1回	月1回（第3回目の従来と同じ曜日）
資源物Ⅱ（びん類・缶類）	週1回	月2回（第2・4回目の従来と同じ曜日）
有害ごみ	月1回	年4回（指定日）

※当該曜日が祝日、振替休日の場合は翌週の収集になります。
※分別方法やごみステーションの場所については、従来どおりで変更はありません。



平成22年度 埋立ごみ、資源物Ⅱ（びん類・缶類）の収集日

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
地区	出来庭・貴船	城之堀・初神 新宮	川角・平谷 石神・神田 柿迫・東山	呉地	中溝・萩原

※当該曜日が祝日、振替休日の場合は翌週の収集になります。

町の環境は、いつもきれいであってほしいものです。そのためには、町民一人ひとりが正しくごみを分別するとともに、ごみステーションを常にきれいに保つよう心がけ、ポイ捨てなどしないようにしましょう。



☎生活環境課 ☎820 - 5 6 0 6

広報「くまの」などの町からの配布物はできるだけ早く配布してください。

広報「くまの」などの町からの配布物は、自治会を通して、毎月各ご家庭に届けられています。情報の中には、締め切りがあるものもあります。

自治会の配布物の取り扱いの係にあたっている人は、広報紙などの配布物が届いたら、できるだけ早く担当地区のご家庭に配布していただきますようご協力をお願いします。



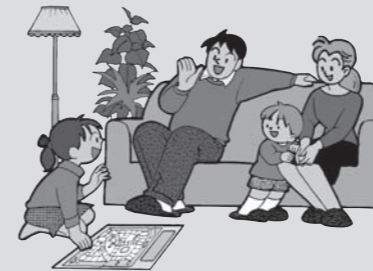
町県民税からの住宅借入金等特別控除 （住宅ローン控除）の申告は不要です



平成11年から平成18年までの間に入居し、町県民税の住宅ローン控除を受ける人は、毎年度、町へ申告書を提出する必要があります。したが、平成22年度からは、町への申告書の提出は不要となりました。

また、新たに平成21年から平成25年までの間に入居した人も、町県民税の住宅ローン控除の対象者となります。こちらも町への申告は必要ありません。ただし、所得税の控除を受けるための手続き（確定申告または年末調整）は今までどおり必要ですので、

お忘れのないようにお願いします。
事業所から提出される給与支払報告書や確定申告書に、住宅借入金等特別控除可能額や居住開始年月日の記載がない場合は、町県民税の住宅ローン控除の対象にならない場合があります。
☎税務課 ☎820・5603



公的個人認証サービスの 電子証明書ご利用の 皆さまへ

あなたの電子証明書は、期限切れではありませんか？

電子証明書の有効期限は、3年間です。平成19年に申請した人は、今年が更新時期です。

更新をしない場合、自動的に「失効」し、電子申請の利用ができません。

1月から3月は、所得税の電子申告の期間です。電子証明書を利用する人で、有効期限が切れる人は、更新の手続きが必要です。有効期限の切れる3ヵ月前から更新の手続きができます。

有効期限がわからない場合は、利用者クライアントソフト（公的個人認証サービスポータルサイト）<http://www.jpki.go.jp>をご覧ください。ご確認ください。住民課

でお問い合わせください。また、手続きは、必ずご本人がお越しください。

¥500円

▽持参物：住基カード、本人確認書類（写真付きの公的な証明書：運転免許証、写真付きの住基カードなど）

▽受付時間：午前9時～午後5時

▽手続き時間：10分程度（月曜日（休日の翌日）、金曜日の午後は、窓口が込む場合があります）

▽有効期限：更新手続きを行った日から起算して3年間

☎公的個人認証サービス利用者ヘルプデスク ☎0570・007121、住民課 ☎820・5604

